

議案第 4 7 号

清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年清水町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 4 号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条に規定する免
許状を有する者

第10条第 3 項に次の 1 号を加える。

（10） 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町
長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。